

記載例

離婚届

*氏名の文字・本籍は戸籍のとおり記入してください。
*間違えた場合は、横線で消して訂正してください。
(修正液は使わないでください)

平成21年10月10日届出
(あて先) 福岡市南区 長

(よみかた)	夫 みなみ	じろう	妻 みなみ	はなこ
氏名	南 二郎		南 花子	
生年月日	昭和 平成 53年 10月 2日		昭和 平成 56年 11月 26日	
住所	福岡市南区塩原3丁目		福岡県〇〇市◆◆2丁目	
(住民登録をしているところ)	25番地 1号		31番地 5-102号	
本籍	福岡市博多区博多駅前2丁目9番地			
(2) (外国人のときは国籍だけを書いてください)	筆頭者の氏名 南 二郎			
父母の氏名	夫の父 南 和男	続き柄	妻の父 福岡 豊	続き柄
父母との続き柄	母 秋子	二男	母 山本 春子	長女
(3) (4) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 裁判 <input type="checkbox"/> 夫は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 妻は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 調停の認諾 <input type="checkbox"/> 調決 <input type="checkbox"/> 夫は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 妻は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる			
婚姻前の氏にもどる者の本籍	記載例は右側にあります 番地 (よみかた) 筆頭者の氏名			
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 南 夏子	妻が親権を行う子	南 春樹、南 冬美	
同居の期間	昭和 平成 15年 7月 から	昭和 平成 21年 9月 まで	(同居を始めたとき) (別居したとき)	
別居する前の住所	福岡市南区塩原3丁目 25番地 1号			
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年…平成22年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください。)			
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業		
その他	妻になる人の養母「福岡 雪子」 続柄「養女」			
届出人	夫 南 二郎	妻 南 花子		
署名押印	南 二郎 南 花子			
事件番号	電話(090) 1234- 5678 連絡先 (夫) 自宅 (携帯) 勤務先・その他()			

住所を定めた年月日 (記入の必要はありません) S H 夫 S H 妻

届出中 字加入 南 南

(10) 夫妻の職業は、国勢調査の年のみ記入してください

平日の昼間(役所の執務時間中)に連絡の取れる電話番号を記入してください

別途ご案内の書類を用意しております

協議離婚(夫婦の話し合い)の場合、証人(成人)が2人必要です
※必ず全ての欄を記入し、証人本人が署名押印してください

署名押印	南 和男	南 秋子
生年月日	明治 昭和 大正 平成 6年 6月 6日	明治 昭和 大正 平成 10年 10月 10日
住所	福岡市博多区博多駅前2丁目 9番地 3号	福岡市博多区博多駅前2丁目 9番地 3号
本籍	福岡市西区内浜1丁目 1番地	福岡市西区内浜1丁目 1番地

(3)(4) 離婚の種別

*夫婦の話し合いによる離婚 → 協議離婚
*裁判所で成立・確定した離婚 → 調停・審判・和解・認諾・判決

婚姻の際に氏が変わった人が、次の中から選択して記入してください

①婚姻前の氏にもどり、婚姻前の戸籍に復籍する

夫は もとの戸籍にもどる
妻は 新しい戸籍をつくる

福岡県〇〇市◆◆5丁目100番地 1 (よみかた) ぶくおが ゆだが 筆頭者の氏名 福岡 豊

※「もとの戸籍」が除籍の場合、復籍できません。「②新しい戸籍をつくる」となります。

②婚姻前の氏にもどり、新しい戸籍を作る

夫は もとの戸籍にもどる
妻は 新しい戸籍をつくる

福岡市南区大橋5丁目10番地 筆頭者の氏名 福岡 花子

※婚姻前の戸籍には復籍できなくなります。

③婚姻中の氏を称し、新しい戸籍を作る

夫は もとの戸籍にもどる
妻は 新しい戸籍をつくる

※記入しないでください 番地 番 筆頭者の氏名

※婚姻前の氏と婚姻中の氏が同じ場合は、①または②から選択してください
※「離婚の際に称していた氏を称する届」により、新しい戸籍を作ったあと、婚姻前の氏(親の氏など)に変更したい場合は家庭裁判所の許可が必要になります。
※婚姻前の戸籍には復籍できなくなります。

婚姻前の本籍、筆頭者を記入してください。
※転籍や町名変更などで本籍が変わっている場合は、現在の本籍を記入してください。

現存する町名地番で希望する新本籍を記入してください
※婚姻前の氏にもどる人が筆頭者になります。

「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」を離婚届と同時に提出してください。

①②③で記入した離婚後の「本籍(新本籍)」は、離婚前の戸籍にも記載されます

離婚後の戸籍の変動

※婚姻の際に氏を変えた人(花子)が除籍になります。
※子(春樹)の戸籍に変動はありません。
(子が未成年の場合、親権事項が記載されます)
→子(春樹)が、除籍になった人(花子)と同じ戸籍に入るためには、離婚届提出後に家庭裁判所で「子の氏の変更許可」の審判を受け、「入籍届」を提出する必要があります。

本籍 筆頭者 二郎 夫	本籍 筆頭者 二郎
【婚姻事項】	【婚姻事項】
花子 妻	【離婚事項】 花子
【婚姻事項】	【婚姻事項】
春樹 長男	春樹 長男
	【親権事項】(未成年)

離婚後